岡山市財務会計システム入力支援システム構築・運用保守包括外部委託に関する質問回答書

岡山市政策局政策部デジタル推進課

項番	文書名および項番	質問事項	回答欄
1	仕様書 4.7／契約書(案) 第4条の2	仕様書4.7では、パッケージの著作権は受託者に留保されるとされていますが、 契約書(案)第4条の2では、委託の目的物の著作権は引渡し時に市へ譲渡するとされています。 パッケージ製品の著作権は、契約後も受託者（または製品の権利者）に残るという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	仕様書 6.1／別紙1	別紙1の提案要件について、入札時の提案書等の提出は不要であり、実現方法（代替方法を含む）は 契約後の要件定義で協議のうえ決めるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	仕様書 3.2.1④・4.7⑧／別紙1 項番37	RPAツールは受託者が用意し、その費用は本委託に含めるという理解でよろしいでしょうか。 また、市販のRPA製品に限らず、別紙1の要件を満たすツールであれば差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	仕様書 5④／別紙1 項番36・41	RPAを動かす職員端末に、受託者が用意するプログラムをインストールし、 ブラウザ（Microsoft Edge）を自動操作することは、市の端末の運用上認められるという理解でよろしいでしょうか。あわせて、職員端末のEdgeの更新方法（自動更新か、市で管理しているか）をご教示ください。	RPAを動かす職員端末に、受託者が用意するプログラムをインストールし、ブラウザ（Microsoft Edge）を自動操作することは、市の端末の運用上認められます。 Edgeの更新について、市で管理しています。
5	仕様書 3.2.1⑤／別紙2	運用テストは、財務会計システムの検証用環境で行えるという理解でよろしいでしょうか。検証用環境がない場合、 本番環境で登録したテストデータの取消しは、市で行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。	財務会計システムの検証用環境はありますが、時期によって優先的に使用できる部署が定められていますので、確約はできません。本番環境で登録したテストデータについて、市で取り消しを行うことは可能です。
6	別紙1 項番48～55	RPAの作成に必要な財務会計システムの画面情報（画面項目の構成など）は、市から提供いただける、 または受託者による画面の調査を認めていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	仕様書 6.3③	仕様書6.3③では、バックアップは市が実施し、バックアップからの復旧は受託者が実施するとされています。 バックアップは、本システムのデータベースを定期的に手動で取得する方法を想定しております（本システムに取り込んだデータは、委託期間中は削除せずに保持します）。 この想定で差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	公告文／一般委託・役務等の一般競争入札公告共通事項／２．入札保証金に関する事項（２）	(2) 以下の場合は，入札保証金を免除する。 『開札日の前日から過去３年の間に，本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく，契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合』 とあり、弊社は免除対象との認識ですが認識に相違ありませんでしょうか？	ご認識のとおりです。
9	委任状	委任状の受任者の住所は会社の住所でよろしいでしょうか？、それとも受任者個人の住所になりますでしょうか？	会社の住所です。
10	委任状	委任状は同席者が複数名いる場合は人数分の委任状が必要になるのでしょうか？	入札参加者は１業者１人とし、入札参加者以外の者の入札執行場所への立ち入りはできません。 なお、岡山市HPの規程集（入札・契約制度全般）の「9 岡山市入札会傍聴に関する要綱」のとおり、傍聴人としての参加は可能です。
11	入札（見積）書	入札書の日付は　郵送日となりますでしょうか？、それとも開札日になりますでしょうか？	作成日、郵送（投函）日のどちらでも構いません。
12	仕様書4.11.1 提出書類において図表２	岡山市役所財務会計システム入力支援システム構築・運用保守包括外部委託仕様書8ページ 4.11.1提出書類において図表２。提出書類一覧にある書類は市指定のフォーマットがあるのでしょうか？	市で用意しているフォーマットがあります。
13	仕様書／別紙３　帳票一覧 １．２　読取対象共通仕様／認識項目	別紙3「1.2 読取対象共通仕様」の認識項目「品名1、品名2、・・・品名n」について、読み取る行数（n）は、契約後の要件定義において協議のうえ決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。